

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則第18条、19条

種	病名	出席停止基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	発生時に通知	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快※1した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。			
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
	腸管出血性大腸菌感染	腹痛・下痢・血便等の症状がある場合	出席停止の必要はない。
		無症状菌陽性	
		腹痛・下痢・血便等の症状がなく、検便の結果病原体が検出された場合	
	その他の感染症	① 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例	校園長は、出席停止を指示することはできないが、かかりつけ医の意見により保護者の申し出があれば、欠席を出席停止扱いとすることができる。
		ウイルス性肝炎	
		溶連菌感染症	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
マイコプラズマ感染症			
流行性嘔吐下痢症(ロタウイルス・ノロウイルス等)			
② 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例			
頭ジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)			

※1「症状が軽快」とは解熱剤を使用しなくても解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

年 月 日

堺市立堺高等学校長様

感染症による欠席の届

年 組 番 生徒名前

保護者等名前

学校保健安全法による出席停止に該当する感染症と診断されましたので報告します。

診断名	
期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
医療機関名	

日付と名前が入った病院の領収書など受診したことがわかる書類
(コピーしたもの)をホチキス止めして提出してください。

※下記は記入しないでください。

年 月 日 受領 (担当)

(担当) → 保健室保管